

第 11 回 和光市景観審議会資料

和光市駅南口駅前広場における
景観づくりについて

- I 景観審議会の経緯と成果（平成 22～29 年度）
- II 和光市駅南口駅前広場における景観の現状
 - 和光市における景観施策の現状と課題
 - 和光市駅南口駅前広場の現状と課題
- III 和光市駅南口駅前広場における景観形成方針案の作成
- IV 今後の予定

平成 30 年 7 月 20 日

I 景観審議会の経緯と成果（平成 22～29 年度）

○ 第 1 回景観審議会〔平成 22 年度〕 平成 22 年 10 月 1 日

- 諮問： 和光市景観 10 選の選定
 答申： 応募 47 作品の中から和光市景観 10 選を選出

○ 第 2 回景観審議会〔平成 23 年度〕 平成 23 年 10 月 12 日

- 議題①： 和光市景観マップの作成
 概要： パンフレットの掲載内容等について審議

- 議題②： 今後の景観に関する取組について
 概要： 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に際して、民間所有のものについては支援措置（助成、税制優遇等）が必要。また、今後は以下の取り組みが必要。
- ・ 良い景観、良い街並の創出は価値があり、有意義なことを P R すべき。
 - ・ 環境や地域振興等を含めて全市をあげて景観づくりに取り組むことが重要。
 - ・ 単に景観面の規制をするのではなく、素晴らしいまちを創れるように誘導していく視点が重要。

【成果】景観 10 選の選定 ⇒ 景観マップの作成



○ 第3回景観審議会〔平成24年度〕 平成24年12月18日

議題： 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

概要： 「新倉ふるさと民家園」、「蒸気機関車」を候補として選出。
「大イチョウ」は保留（木の状態を要確認）。

○ 第4回景観審議会〔平成24年度〕 平成25年3月25日

議題： 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

概要： 審議会としては、「新倉ふるさと民家園」を景観重要建造物として指定することに決定。

○ 第5回景観審議会〔平成25年度〕 平成26年1月20日

報告： 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

概要： ・平成26年1月1日付けで、「新倉ふるさと民家園」を景観重要建造物に指定したことを報告。
・「蒸気機関車」、「大イチョウ」は、指定に相応しい整備及び管理体制が整った段階で順次指定。

諮問： 景観啓発について

概要： 平成26年度実施予定のまち歩きイベントについて審議。

【成果】景観重要建造物の指定（平成26年1月1日） — 新倉ふるさと民家園



(参考) 蒸気機関車



○ 第6回景観審議会〔平成26年度〕 平成27年1月16日

諮問： 和光市景観10選の選出について

答申： 開発で取り壊された「長泉酒造跡地の煙突」に代えて、長照寺の「大イチョウ」を選出。（今後の選定基準を決めておく ― 地域性優先か、同一種類優先か）

報告①： 景観啓発散歩について

概要： 平成26年12月3日に白子宿周辺地区でまち歩きを実施したことを報告。

報告②： 今後の景観推進について

概要： ・景観まちあるきは好評であり継続すること。PR方法など参加者を増やす工夫、子育て世代や体の不自由な方なども参加できるようにしてほしい。
・市全体で取り組む姿勢が重要。

【成果】 和光市景観10選の変更

長泉酒造跡地の煙突（取り壊し）



長照寺の大イチョウ



【成果】 景観まちあるきの実施

■ 第1回

・平成26年12月3日（水）午前10時～

白子宿及び周辺地区



■ 第2回

・平成27年9月30日（水）午前10時～

旧川越街道沿いの歴史



○ 第7回景観審議会〔平成27年度〕 平成27年8月5日

議題： 重点的に取り組む景観形成の対象

概要： 「和光市駅周辺」、「下新倉小学校周辺」の道路を中心とした公共施設で行政が主体的・先導的に景観づくりに取り組むことが必要。



○ 第8回景観審議会〔平成27年度〕 平成28年2月9日

議題： 和光市における当面の景観づくりの進め方

概要： 当面、先行的に取り組むべき景観づくりの課題として以下を整理。

- ①小中学校周辺の道路環境改善（市域北側）
- ②北口駅前広場の景観づくり
- ③駅前通りの無電柱化



○ 第9回景観審議会〔平成28年度〕 平成28年9月26日

議題： 当面の景観づくりに関する提言

概要： 和光市における当面の景観づくりに関する提言案のとりまとめ



「和光市における当面の景観づくりに関する提言」



○ 第10回景観審議会〔平成28年度〕 平成29年3月30日

報告①： 第3回関東学生景観デザインコンペティションについて

報告②： 「当面の景観づくりに関する提言」市長報告について

報告③： 新元素発見記念通り（ニホニウム通り）について



○ 第11回景観審議会〔平成30年度〕 平成30年7月20日

議題： 和光市駅南口駅前広場における景観づくりについて

概要： 「当面の景観づくりに関する提言」を受けて、先導的に取り組む「和光市駅南口駅前広場」の景観形成方針案の作成

II 和光市駅南口駅前広場における景観の現状

1. 和光市における景観施策の現状と課題

- 和光市の景観施策は道路・河川など公共施設への取組が十分ではない。
- 公共施設の景観づくりは、市全域を対象に広く実施することが現実的でないことから、多くの人が目にする場や景観資源の集まっている地区などの限定エリアで集中的に展開することが効果的と考えられる。

凡 例

既存の景観施策

景観計画

地区計画

まちづくり条例

市民意識の啓発

景観施策の課題

具体的施策なし

● 意識啓発の更なる展開

対象エリア		市全域	限定エリア
人工的	主な景観要素		
	道路	具体的な施策なし	和光市駅周辺を 景観重要公共施設に位置付け ● 道路等の公共施設における 先導的な景観づくり ● 学校周辺の景観づくり
	橋梁		
	鉄道・駅		
	屋外広告物	県条例による緩やかな規制	
	建築物・ 工作物	民間 行為制限 (新築・増改築時などに 原色使用を規制)	公共 ・左記の規制強化等
	歴史的建築物等	景観重要建造物の指定	
自然的	水(河川、湧水等)	具体的な施策なし	● 和光市の歴史・自然資源 を活用した拠点づくり
	公園・広場	3000㎡以上の開発(4%公園等)	
	緑	創出	500㎡以上の開発(10%緑化等)
保全		景観重要樹木の指定	

【参考】和光市景観計画を踏まえた景観づくりの対象と課題

「景観づくりの方針」 (景観計画)		1) まちなみの形成 (土地利用)					2) 景観軸の形成				3) 景観拠点の形成			
		住宅系	工業・流通業務系	農業系	公益文教系	商業業務系	駅前通り	住宅地	河川	眺望	中心市街地	緑	歴史・文化	
		建築物等の大きさ・形態意匠・色彩への配慮。敷地内緑化推進。	閉塞感や威圧感の軽減に配慮した色彩。	荒川及び新河岸川周辺の農地景観の保全。	ランドマークとなる建物を中心とした市街地景観の演出。	地域の発想を生かして魅力的で活気のあるまちなみ形成。	沿道まちなみと一体となってまちの顔となる街路空間の形成。	歩行者・自転車道で緑を基調とした街路景観の形成。	河川周辺における水辺空間と調和した景観形成。	低地部から及び低地部への眺望確保。	市の玄関口及び市街地構造の要となる景観形成。	和光樹林公園等内外からの眺望配慮等。斜面林の保全等。	旧白子宿等の歴史・文化の保存・継承。	
景観要素	道路				①	②	③	⑤	⑦		②		⑨	
	橋梁								⑦				⑨	
	鉄道・駅					②					③			
	屋外広告物						④				③		⑨	
	建築物・工作物	民間					②	④		⑦		③		
		公共					②	④		⑦		③		
	歴史的建築物等												⑧	
	水 (河川・湧水等)								⑥				⑨	
	公園・広場				①	②			⑦		②		⑨	
	緑	創出					②	③	⑤	⑥⑦	②③		⑨	
保全									⑥⑦			⑨		
現在の取組		○景観条例 (市全域)、地区計画 (限定地区)、まちづくり条例 (市全域/大規模施設等)	○市街化調整区域、景観条例、生産緑地	○市域南側の対応が中心、敷地内緑化	○北口区画整理事業 (事業中)、地区計画	○無電柱化、パリアフリー化 (一部区間)	○区画整理事業 (事業中) により順次整備	○越戸川及び周辺整備 (埼玉県)	—		○維持管理、特別緑地保全地区の指定、まちづくり条例等	○景観重要建造物、文化財、景観10選等		
景観づくりの課題 (進め方)	当面【第一段階】	※現在の取組を継続		①小中学校周辺の道路環境改善 (市域北側)	②北口駅前広場等の景観づくり	③無電柱化・街路樹等 (全区間)	※現在の取組を継続	⑥河川の親水性確保	各取組の結果として眺望景観が形成される (景観要素が多い)。 新たな眺望スポットの発掘・確保が必要	「まちなみの形成」 (商業業務系) と同じ	※現在の取組を継続 (緑地保全計画等との連携)	⑧知られざる歴史資源の発掘・情報提供		
	長期【第二段階】	※必要に応じて景観条例・地区計画等の見直し			※必要に応じて地区計画等の見直し	④沿道建築物・屋外広告物の景観誘導	⑤区画整理事業地区以外への展開 (白子地区等)	⑦河川沿川の景観づくり				⑨旧白子宿周辺のまち並み及び環境の再生		
(参考) 和光市景観計画による位置付け														

和光市における当面の景観づくりに関する提言（第9回景観審議会）

《提言》 「先導的に取り組む」公共施設（基本的な考え方）

- まちの骨格となる**公共施設（道路、河川、公園、公共建築物等）は、市内景観をリードし、モデル役となるため、積極的に取り組むことが必要である。**
- これら公共施設の景観づくりの取組は、「市民と協働のまちづくり」に展開していくとともに、魅力的な公共施設は「後世に誇れるストック」になる。

◆ 景観の見本づくり

道路、河川、公園、公共建築物等の公共施設は、地域景観の骨格的な要素であるため、市民・事業者に対して景観づくりのモデルとなります。これら公共施設の景観づくりを行政自ら率先して行うことにより、民間施設デザインのレベルアップに加え、市民の自主的な景観づくりの取組を生み出し、魅力的な公共施設のストックが形成される。

◆ 市民協働まちづくりのきっかけ

市民に身近な公共施設において景観づくりに取り組むことにより、市民がまちづくりに取り組む「きっかけ」になる。具体的には、景観という“目に見える”まちづくりの取組を通じて市民意識の向上が図られ、コミュニティの形成や市民活動の活性化など、行政と市民の協働の取組が期待される。

◆ 市民の誇り・愛着を感じるストックづくり

多くの公共施設は、50年、100年と使われ続け、地域景観の構成要素として存続し続ける。このため、公共事業は安全性や利便性などの機能を確保しながらも経済的であることが求められるが、利用者からより高い評価を得るためには「景観への配慮」が欠かせない。

行政担当者にとって公共事業の魅力の一つは「後世に残る仕事であること」で、景観に配慮した公共事業を展開することにより、市民が誇りや愛着をもち、地域の魅力を高めることにつながり、後世の人たちから高く評価される可能性がある。

■ 上位計画における位置付け

【総合振興計画】 良好な景観形成の推進

- 市民、事業者及び行政の三者の協働による景観の形成

【和光市景観計画】 景観づくりの推進

- 公共施設の整備に当たっては、景観づくりに十分配慮するとともに、景観づくりの見本となるように率先して取り組むものとします。

■ 景観審議会における主な意見

- ・市が公共施設の景観づくりに先導的に取り組み、見本をつくり、それを見てもらい、徐々に周辺に広げていくことが重要。

先導的に取り組む「和光市駅南口駅前広場」の景観づくり

2. 和光市駅南口駅前広場の現状と課題

南口駅前広場の上位計画における位置づけの整理

【第四次和光市総合振興計画基本構想（2011～2020） 平成23年3月】

●良好な景観形成の推進

まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を形成し次世代に引き継ぐことにより、まちへの愛着や誇りを育む。

- ①地域性豊かな景観形成
- ②都市と自然との調和を大切にする景観の形成
- ③生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観の形成
- ④市民生活及び産業活動の活性化に資する景観の形成
- ⑤市民、事業者及び行政の三者の協働による景観の形成

【和光市都市計画マスタープラン改訂版 平成26年3月（平成29年4月一部改正）】

●都市景観形成方針

都市景観の形成に当たっては、これら景観ゾーンの特色を生かした 多様な表情のまちなみを形成し、和光らしさのある個性的な都市景観の創出を図る。

(1) 景観軸の形成

- ①シンボル景観軸
- ②住宅地景観軸
- ③河川景観軸
- ④眺望景観軸

(2) 景観拠点の形成

- ①中心市街地景観の拠点
- ②緑の拠点
- ③歴史・文化の拠点

(3) ゾーン景観の形成

- ①北側低地ゾーン
- ②北側台地ゾーン
- ③鉄道沿南台地ゾーン
- ④南側台地ゾーン
- ⑤白子川沿い低地ゾーン

■都市景観形成方針図



【和光市景観計画 平成21年12月（平成22年4月1日適用開始）】

●景観づくりの目標

市民、事業者及び市が共通認識のもと、景観づくりに取り組んでいくことが大切である。そこで、景観づくりにおける市民、事業者及び市の共通の目標を設定する。

●景観づくりの目標

まちに愛着を抱き、誇りに感じる
“都心に近い緑豊かなふるさと” 景観づくり

和光市景観計画は、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を市民、事業者及び市が一体となって守り、育て、創っていく活動を推進し、市民のまちへの愛着や誇りを育み、良好な景観を次世代に継承していくことを目的とする。

●景観づくりの推進

景観づくりは都市計画、環境保全、産業振興、地域振興、文化振興など、様々な行政分野に関わるテーマであることから、庁内各課の連携体制を整備する。公共施設の整備に当たっては、景観づくりに十分に配慮するとともに、景観づくりの見本となるように率先して取り組むものとする。

●景観重要公共施設（和光市景観計画における南口駅前広場の位置づけ）

道路等の公共施設は、景観づくりに当たっての重要な要素の一つとなる。

市道475号線、市道2002号線（市道475号線から東京外かく環状道路までの区間、和光市駅南口駅前交通広場含む）、和光市駅北口駅前交通広場を景観重要公共施設に位置付け、整備を行う際には、次の事項に取り組むものとする。

 <p>景観重要公共施設位置図</p>	<p>整備に関する方針</p> <p>本市の玄関口となる和光市駅前の南口・北口広場と、それに結節するこれらの道路は、中心市街地としてのシンボリックな場所として施設空間を形成する。</p> <p>無電柱化を進めるとともに、環境に配慮した道路設備や舗装デザイン等を整備し、沿道や周辺のまちなみと調和する修景を図る。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●和光市景観計画における南口駅前広場の景観づくりの方針

(1) 変化に富んだ地形の上に成り立つ基調景観の形成・・・鉄道沿南台地

新旧の施設を背景に、新しい中心的な施設・空間が展開する「にぎわいのある市街地景観」を形成する。

(2) まちなみの形成・・・にぎわいのある商業地景観の形成（商業業務系土地利用）

和光市駅周辺の商業地では、建築物等の色彩などに配慮し、地域の発想を生かして魅力的で活気のあるまちなみを形成するとともに、周辺の住宅地との調和を図った市街地景観を形成する。

イメージ

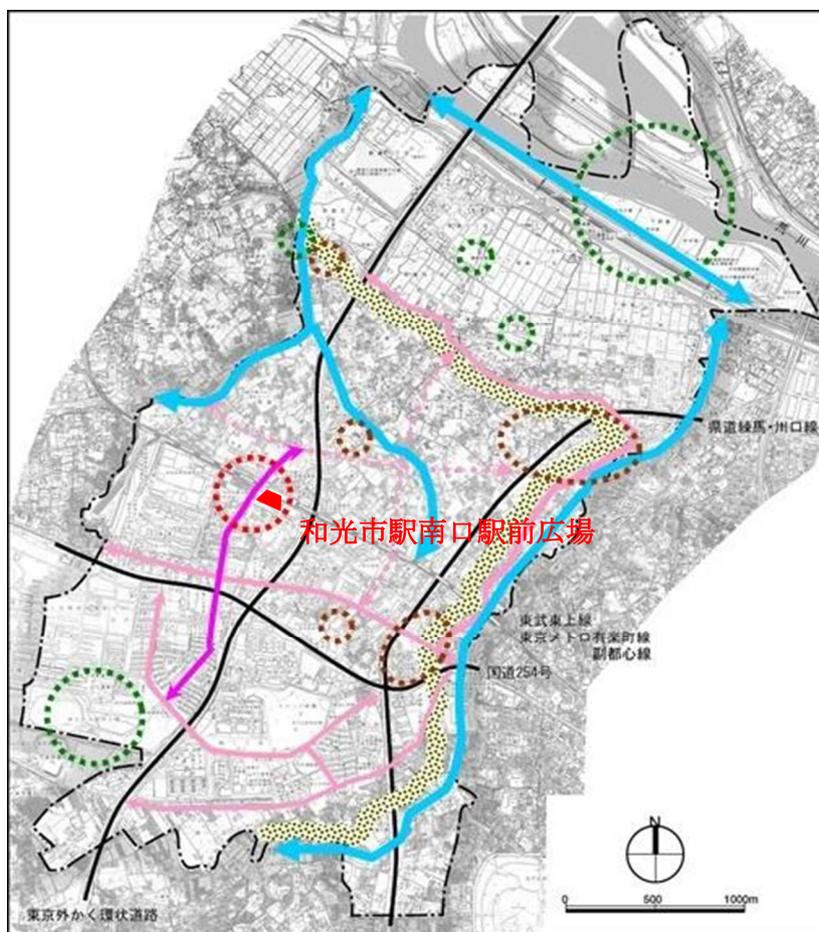


(3) 景観軸の形成・・・駅前通り景観軸

和光市駅前の商業地から和光樹林公園に至る道路をまちのシンボリックな街路空間として位置付け、沿道のまちなみと一体となってまちの顔となる“駅前通り景観軸”を形成する。

(4) 景観拠点の形成・・・中心市街地景観の拠点

和光市駅周辺は、市民生活を支える中心市街地として、魅力ある商業地と発展しつつあることから、本市への玄関口及び本市全体の市街地構造の要となる中心市街地景観を形成する。



【凡例】

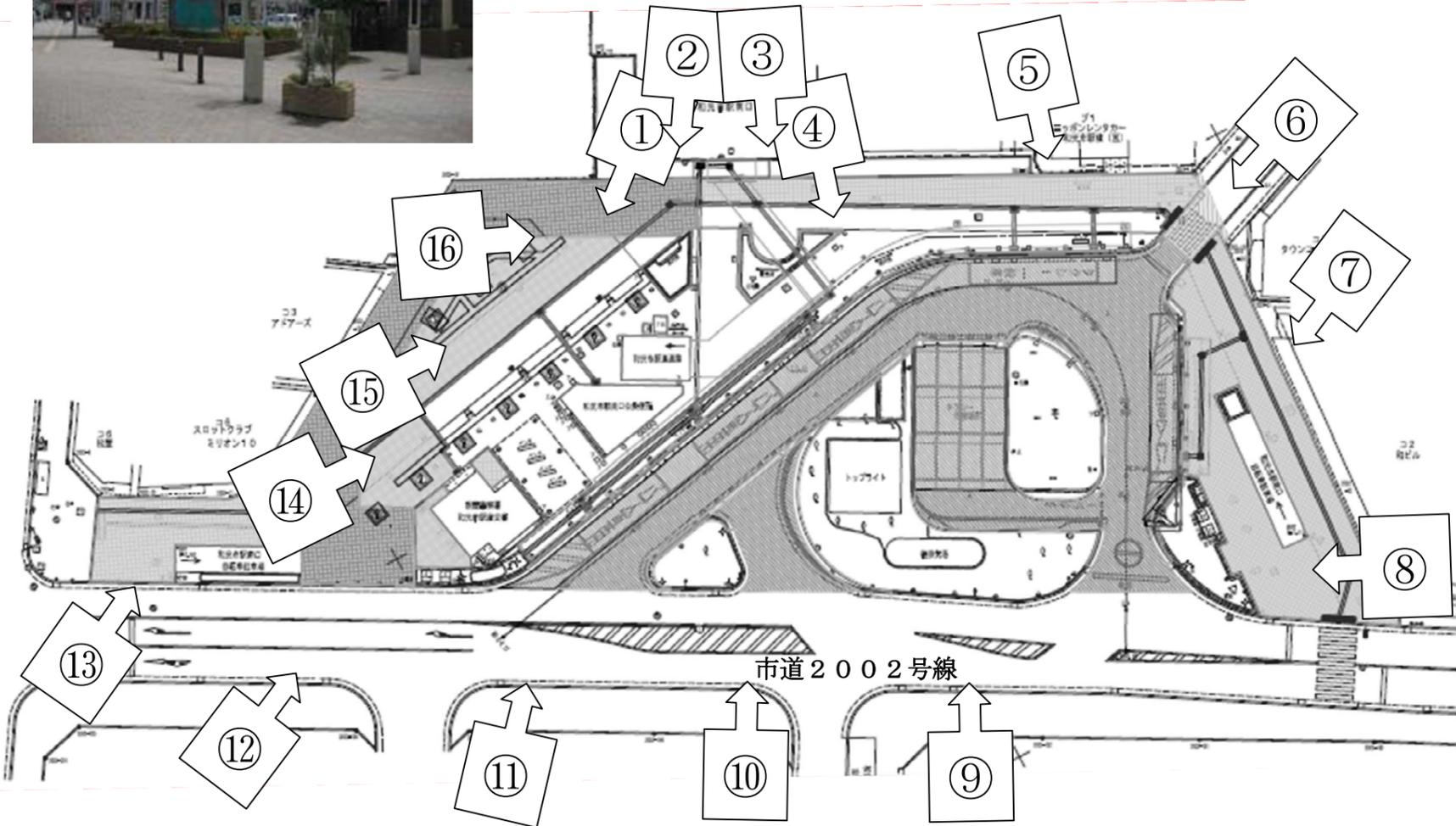
景観軸

- 駅前通り景観軸
- 住宅地景観軸
- 住宅地景観軸
(都市計画道路)
- 河川景観軸
- 眺望景観軸

景観拠点

- 中心市街地景観の拠点
- 緑の拠点
- 歴史・文化の拠点

和光市駅南口駅前広場の現状



和光市駅南口駅前広場の現状

(サイン・モニュメント・植樹・施設構造物)



③ 掲示板 (都市整備課)



路面標示
(路上喫煙禁止)



⑥ 掲示板 (環境課)



⑦ 時計
(和光ライオンズクラブ寄贈)



⑩ ニホニウム
合成・発見記念碑



元素記号
プレート



① 市内案内図 (秘書広報課)



② 掲示板 (産業支援課)



④ 広報掲示板 (秘書広報課)
電光掲示板 (朝霞警察署)



⑤ 電話ボックス (NTT)



⑧ 清水かつら記念碑
(和光ロータリークラブ寄贈)



⑨ 立看板 (物販禁止)



⑪ バス路線図



⑫ 自転車駐車場入口 (西)



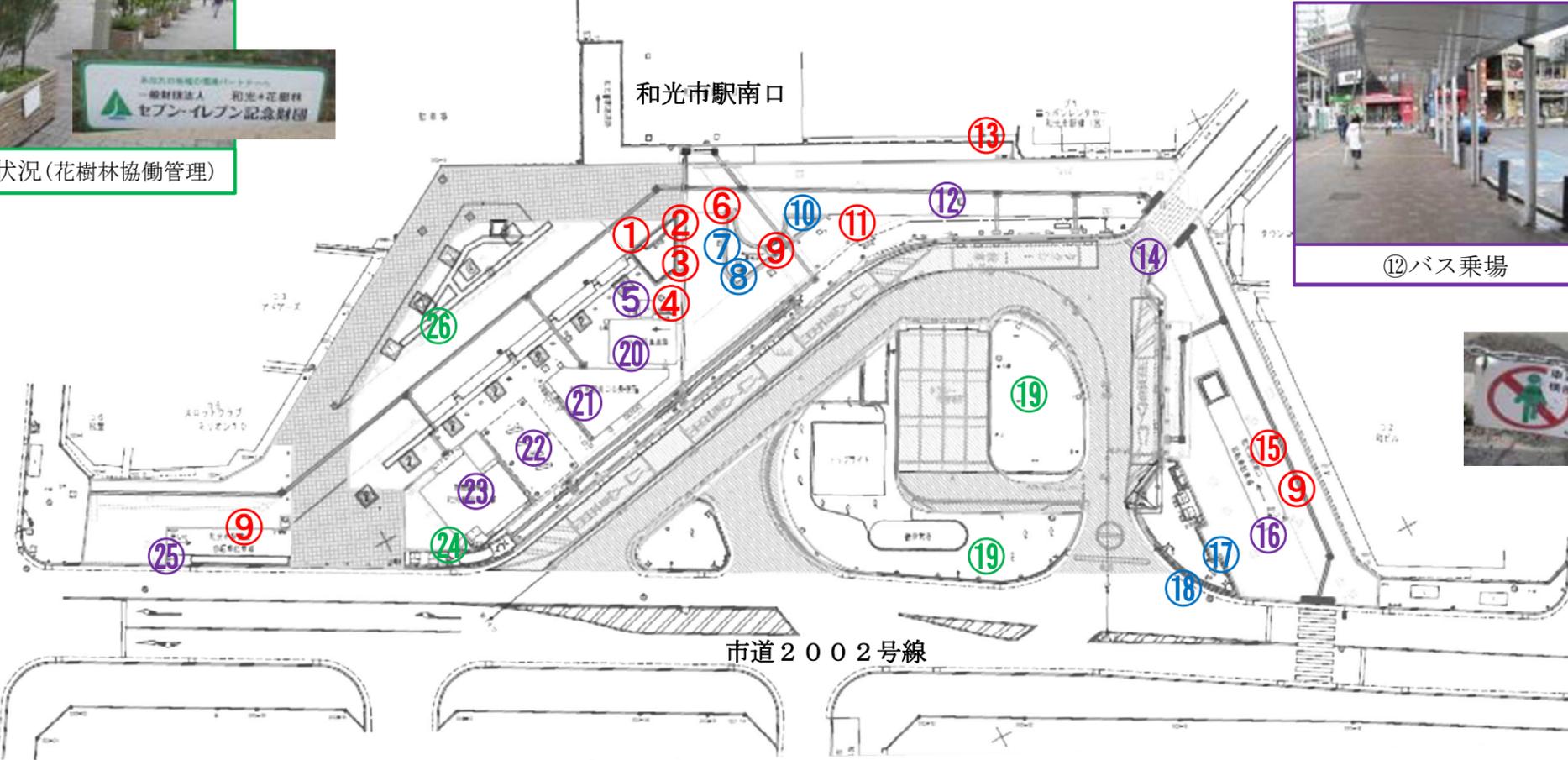
⑫ 植栽状況 (花樹林協働管理)



⑫ 植栽状況
(和光ライオンズクラブ協働管理)



⑫ 和光市駅前交番



⑫ バス乗場



⑬ 放置自転車禁止看板
(多言語表示)



⑬ 横断防止柵



⑮ 放置自転車禁止看板



⑫ 休憩所



⑫ ネーミングライト
公衆便所



⑫ 和光市駅連絡通路入口



⑫ モニュメントツリー



⑫ 青少年記念碑
(和光ロータリークラブ寄贈)



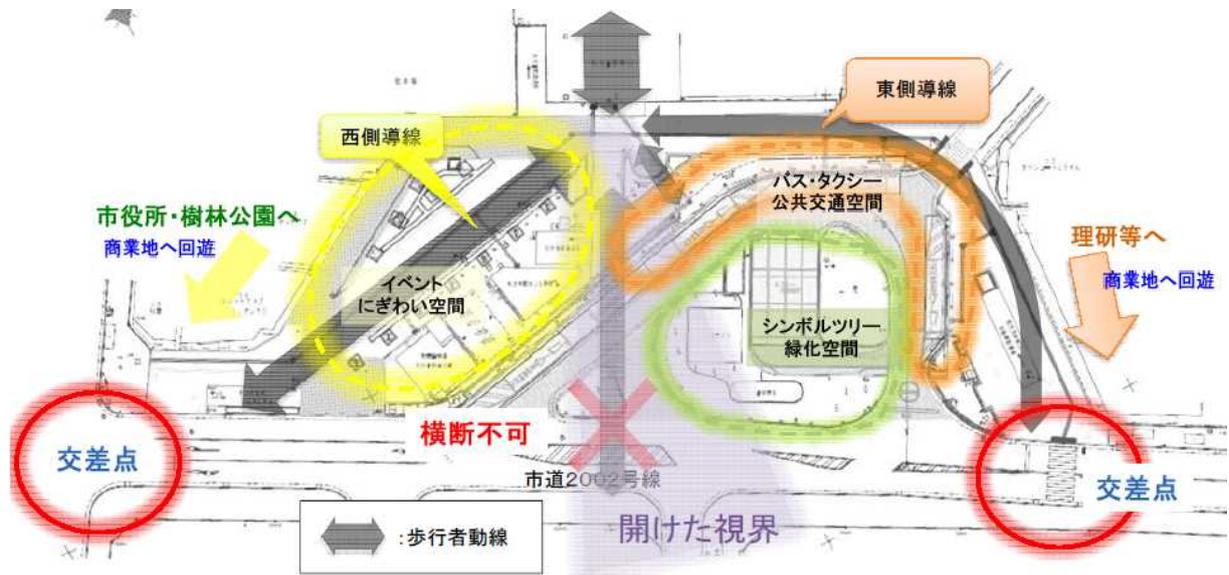
⑫ 銀杏記念碑
(和光ロータリークラブ寄贈)



⑫ 自転車駐車場入口 (東)

和光市駅南口駅前広場の課題

課題(1) 導線への誘導



●駅前広場からの導線が左右に分かれているが、目の前が開けているため、主要導線に適切な誘導ができていない。

※駅からの主要導線

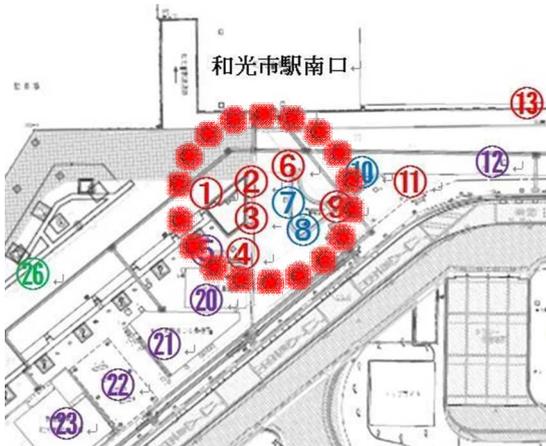
- 西側 →市役所、樹林公園へ導く … 「駅前通り景観軸」
→周辺商業施設への回遊を促す
- 東側 →公共交通（バス・タクシー）の利用
→理化学研究所、ホンダ工場等へ導く
→周辺商業施設への回遊を促す



対応策例

- ・アイストップとなる案内図等の適正配置の検討
- ・東西の主要導線に導くサインの設置検討 etc.

課題(2) 掲示版等の煩雑



● 掲示看板が一点に集中し、煩雑となっている。



対応策例

- ・ 掲示板の形状・色等のデザインを検討
- ・ 集約し、掲示内容についてのルール等を共有 etc.

課題(3) 案内図のみづらさ、配置の不明慮さ



● 南口を出ると駅前広場の配置がわかりづらい。



● 市内案内図が細かく、見にくい。

また、東武鉄道株式会社による和光市駅南口の駅ビル建設や平成32年に開催される東京オリンピックの競技開場である「陸上自衛隊朝霞駐屯地」から近いため、国内外からの観光客も想定される。



対応策例

- ・ 案内図の形状・色等のデザインを検討
- ・ 表示するピクトグラム等を検討
- ・ 多言語表示で和光市案内図、駅前広場の配置図作成 etc.

課題(4) 禁止看板、柵等の不調和



●禁止看板・柵等が周辺施設と調和していない。



対応策例

- ・周辺施設の色調（温暖色系）や環境計画の「都市と自然との調和」を意識し、木目調や擬木素材での注意看板等を検討
- ・立看板はできるだけ控え、周辺と調和した注意看板のデザインを検討 etc.

課題(5) 経年や室外設備による色調の不調和



●施設の一部が経年によって色あせ等の劣化が一部みられる。



対応策例

- ・塗り替え等の補修にあわせ、駅前広場の色調に調和した配色を検討
- ・電気関係施設等も周辺色調に調和するよう検討 etc.

Ⅲ 和光市駅南口駅前広場における景観形成方針案の作成

和光市駅南口駅前広場における景観形成方針（原案）

第1章 和光市駅南口駅前広場の整備にあたって

1. 目的

■ 本市は平成21年12月に景観計画を策定し、平成22年4月より景観行政団体となりました。策定した景観計画では、和光市駅南口駅前広場を駅前通りとともに景観重要公共施設の一部として指定をしております。

また、東武鉄道株式会社による和光市駅南口の駅ビル建設や平成32年には東京オリンピックの開催が予定され、競技開場の一つである「陸上自衛隊朝霞駐屯地」から至近の和光市駅にも国内外からの観光客の増加が想定されます。

その中で、当該景観形成方針は、市の玄関口・中心拠点である和光市駅南口駅前広場を景観形成の先導地区とし、景観形成に配慮した施設整備・改修や維持管理を行うため、各施設管理者や関係団体等と協議・調整のうえ、景観形成に取り組むことを目的とします。

2. 考え方

■ 今回対象となる和光市駅南口駅前広場は、施設利用における機能性・安全性のみならず、市の「玄関口」及び「中心拠点」としてにぎわいと活気をもたらすような景観形成を図り、地域の景観づくりを率先する役割を求められます。そのためにも、和光市駅南口駅前広場の整備においては、景観計画における景観づくりの目標である「まちに愛着を抱き、誇りに感じる“都心に近い緑豊かなふるさと”景観づくり」の実現を目指します。そして駅前広場の持つ特性や周辺のまちなみに配慮し、質の高い景観まちづくりを推進するため、これにふさわしい形態やデザインとなるよう取り組みます。

3. 地域性に配慮した景観づくりの方向性

■ 景観計画においては、和光市駅南口駅前広場を以下の地区として位置付けています。

①まちなみ形成 … 「にぎわいのある商業地景観」

→魅力的で活気あるまちなみ形成

②景観軸形成 … 「駅前通り景観軸」

→商業地から和光樹林公園に至るシンボリックな街路空間を形成

③景観拠点形成 … 「中心市街地景観の拠点」

→本市への玄関口及び本市全体の市街地構造の要となる中心市街地景観を形成

■ 以上の位置付けから、和光市駅南口駅前広場の景観づくりの方向性を

「 （ にぎわい・いこい・みどり ） 」

と定め、当該景観形成方針は上記景観づくりの方向性を具体的に検討する場合に必要なものとして取りまとめました。

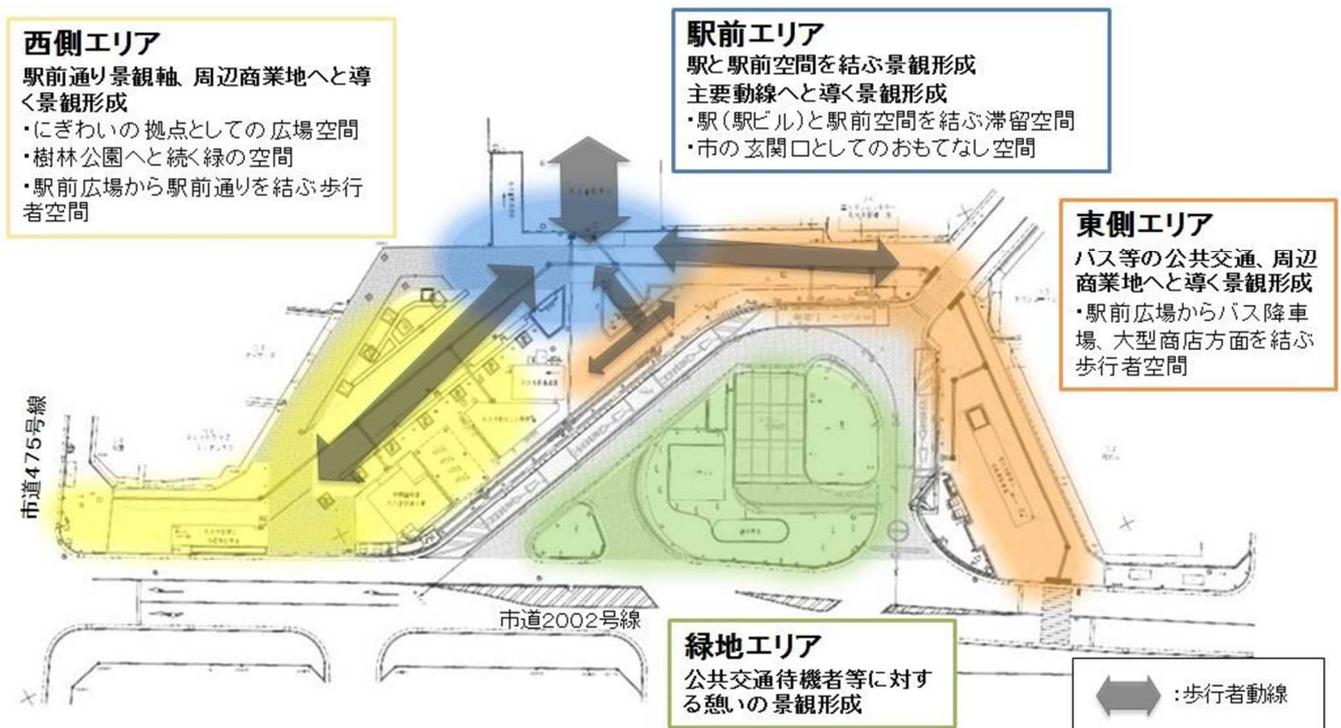
第2章 和光市駅南口駅前広場の景観づくりの考え方

■ 和光市駅南口前広場からみた市街地構造と周辺状況

和光市駅南口前広場は市の玄関口として、バス等の公共交通等により住宅・公益・産業エリアに導き、徒歩により周辺商業施設等へ回遊させる拠点となっています。また、南口駅前広場の周辺道路構造上、広場の左右（東西）に信号（目的）があり、中央（南）は通り抜けができません。そのため、「駅から出た直後の景観」と「目的により左右（東西）に導く景観」の2点を検討における重要項目としました。

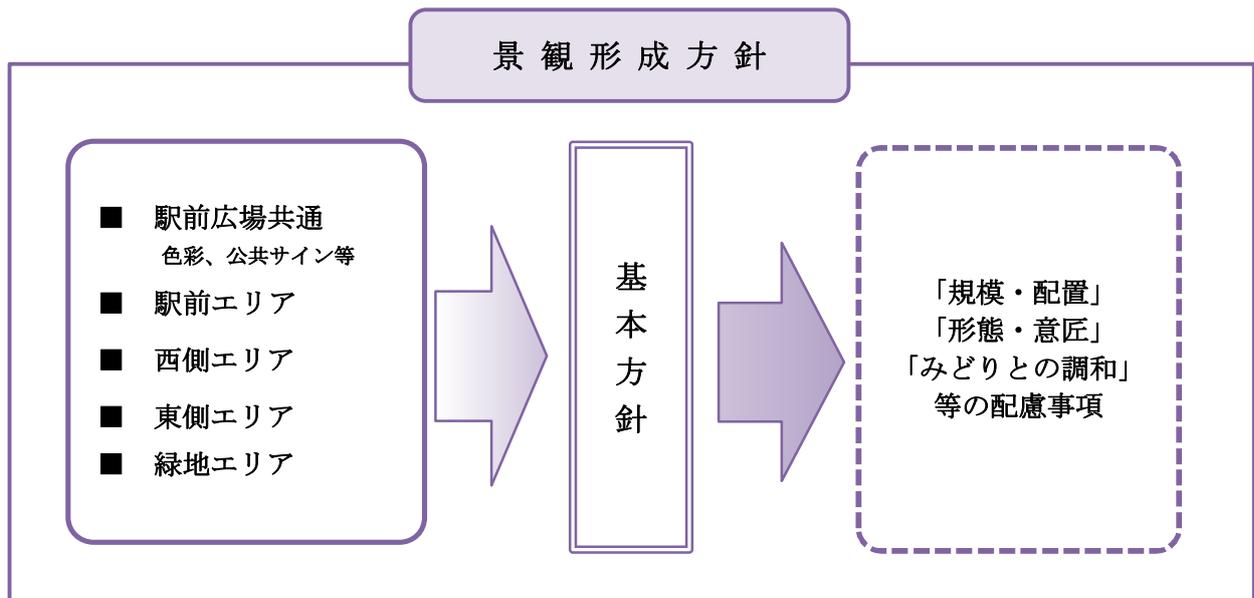
■ エリア分けによる景観づくりの考え方

和光市駅南口前広場景観づくりの方向性と、市街地構造や周辺道路状況を踏まえ、駅前広場における景観形成を4エリアにわけ、各エリアにおける景観づくりの考え方をまとめました。また、駅方向に対しての景観についても、駅ビルを中心とした隣接商業施設と調和するよう方針をまとめました。



第3章 和光市駅南口駅前広場の景観形成方針の構成

和光市駅南口駅前広場景観形成方針は駅前広場という空間について、誰もが利用しやすい空間づくりに配慮したバリアフリー・ユニバーサルな施設づくりを原則とし、「駅前広場の共通項目」として色彩や公共サイン（案内板や注意看板等）のほか、「駅前エリア」、「西側エリア」、「東側エリア」、「緑地エリア」の各エリアの景観づくりの考え方から配慮すべき項目について、「配置・規模」「形態・意匠」「みどりと調和」等における基本方針をとりまとめたものです。



第4章 和光市駅南口駅前広場の景観形成方針

駅前広場の共通項目及び各エリアの基本方針を示します

■ 駅前広場共通項目（色彩、公共サイン、モニュメント、柵、照明等）

方針 和光市駅南口駅前広場周辺の駅ビルを中心とする商業地と調和した、にぎわいを創出する空間づくりに努める。

考え方 和光市駅南口駅前広場は、駅ビルを中心とする隣接商業施設と調和した、にぎわいを創出する空間として景観形成を図ることが重要です。
また、公共サインにおいては、誰もが分かりやすい、整理された情報を提供するだけでなく、サイン自体の視認性・デザイン性も配慮することが重要です。

配慮事項 （色彩）

①周辺に調和した統一性のある空間づくりに配慮する

- 配色は明度・彩度を抑えた自然色・温暖色の色相を基調とし、広場の中の統一感について配慮
（色彩の制限規準は商業業務系の色彩制限を準用・強化し、
黄赤系、黄系 … 彩度6を超える色彩を制限
赤系、黄緑系 … 彩度4を超える色彩を制限
緑系、青系、赤紫系 … 原則制限 とする
ただし、強調・周知のためのアクセントとする場合等はこの限りではない。
また、推奨するアクセント色は緑とする）
- 建築物の室外設備等は周辺に調和するよう配慮

(公共サイン)

①機能・役割に応じた情報の整理や体系化、配置計画に配慮する

- 市全域や周辺図、駅前広場配置図、バス停への誘導サインなど一連のサインの体系化に配慮
(標準案内用図記号は最新の JIS 規格を原則)
(文字書体はゴシックを原則)

②サイン自体の視認性、誘目性に配慮する

- 高齢者や車椅子利用者などが視認できる高さ、大きさやデジタルサイネージ、路面表示などの表示方法などを配慮

③複数のサインがある場合は、その共架・集約化に配慮する

- 掲示板等についてはその利用ルールづくりにも配慮

④周辺景観との調和に配慮する

- 設置の場にふさわしい魅力あるデザインの形態・意匠に配慮
- 経年変化を考慮に入れた素材の選定に配慮
- サイン類の設置により周辺景観が損なわないよう、設置位置や大きさ、デザイン性を配慮

(モニュメント)

①自然・文化的な景観資源を意識した空間づくりに配慮する

- モニュメントの配置は、市内の景観資源を考慮するように配慮
- 広場内のみならず、道路等周辺からの見映えも意識した配置に配慮
- モニュメントの乱立を避け、場合により広場外への移設も考慮する

(柵、照明等)

①周辺景観との調和に配慮する

- 設置の場にふさわしい魅力あるデザインの形態・意匠に配慮
- 経年変化を考慮に入れた素材の選定に配慮
- 照明柱を利用した共架等により、すっきりとした空間づくりに配慮
(案内表示、にぎわい演出のためのフラッグ等を対象)

②憩い・安らぎや魅力を感じる空間づくりに配慮する

- 光源の位置、明るさや色などを工夫し、夜の表情づくりに配慮する

■ 駅前エリア

方針 **駅と駅前空間を結び、東西の主要導線に導く憩いの景観形成に努める**

考え方 駅前エリアは駅（駅ビル）と駅前広場を結ぶ空間であり、訪れた人に対してのおもてなし空間として、また、東西の主要導線に的確に導く景観形成を図ることが重要です。

配慮事項 **①東西の主要導線を意識した空間づくりに配慮する**

→アイストップとなる案内図等により、目的に応じた東西主要導線へと導く滞留空間となるよう配慮

②憩い・安らぎを感じるおもてなしの空間づくりに配慮する

→移動式ベンチ等により、憩いの滞留空間となるよう配慮

■ 西側エリア

方針 **駅前通り景観軸及び周辺商業施設の回遊へと導く、にぎわいの中心となる景観形成に努める**

考え方 にぎわい拠点としてイベント等を実施する広場空間を確保するとともに、和光樹林公園へと導く駅前通り景観軸として、都市型の緑化に努めるための配慮が重要です。

配慮事項 **①広場空間の確保に配慮する**

→施設の適正配置に配慮
→可動式の部材の選定に配慮
→隣接する駅ビルや商業施設の導線に配慮

②和光樹林公園へと導くみどりの空間づくりに配慮する

→プランター等による都市型緑化に配慮
→植栽計画、維持管理における住民参加に配慮

■ 東側エリア

方針 **バス等の公共交通及び周辺商業施設の回遊へと導く、周囲と調和した景観形成に努める**

考え方 バス等の公共交通に適正に導くとともに、隣接する駅ビルや商業施設と調和した歩行者空間として景観形成を図ることが重要です。

配慮事項 ①バス等の公共交通への適正誘導に配慮する

→配置図と連動した誘導サインに配慮

②隣接する商業施設と調和した歩行者空間づくりに配慮する

→隣接する駅ビルや商業施設の導線に配慮

■ 緑地エリア

方針 和光市駅南口駅前広場及び周辺道路を利用する人に対し、みどり溢れる憩いの景観形成に努める。

考え方 バス等の公共交通の待合者、車両で駅前に訪れる人や通過する人に、憩い・安らぎの空間として、季節感や地域環境を考慮した植栽による、みどり溢れる景観形成を図ることが重要です。

配慮事項 ①みどり溢れる空間づくりに配慮する

→シンボルツリーを中心とした植栽づくりに配慮

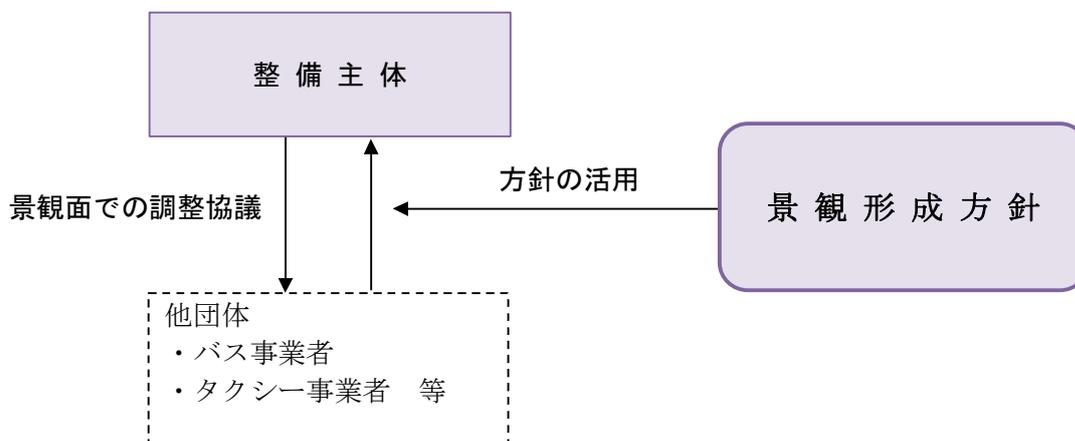
→季節感・地域環境にあった樹種選定に配慮

→地域住民が植栽できるスペース確保に配慮

第5章 和光市駅南口駅前広場整備における調整

整備主体は南口駅前広場を整備・改修する際は、その設計・検討段階等において、周辺施設との調和をかんがみ、導線計画や景観形成方針の配慮事項に特に影響する内容の場合は、バス・タクシー等の交通事業者や隣接商業施設事業者と調整のうえ、設計・検討を実施し、その調整においても、本指針を活用することが望めます。

■ 方針運用の流れ



IV 今後の予定

これからの景観審議会

今回の議題である和光市駅南口駅前広場における景観づくりをすすめるために、以下の流れで審議させていただきたい。

■ 第11回景観審議会（平成30年7月）

- **議題**：和光市駅南口駅前広場における景観づくりについて

審議内容

- ・和光市駅南口駅前広場における景観形成方針案の作成

確認事項

- ・和光市駅南口駅前広場の現状と課題

■ 市民参加による意見の募集（平成30年10月頃を予定）

- ワークショップ方式等による意見の募集

■ 第12回景観審議会（平成31年1月頃を予定）

- **諮問**：和光市駅南口駅前広場における景観形成方針（案）

確認事項

- ・和光市駅南口駅前広場における景観形成方針（原案）
- ・第11回景観審議会における意見
- ・市民参加による意見